

岸 高明の市議会だより

岸 高明 事務所 茅ヶ崎市新栄町7-1岸ビル6F
電話 0467-89-3807 FAX 0467-89-3806
ホームページ <http://homepage3.nifty.com/takaaki-kishi/>

総務常任委員 議会運営委員 議会だより編集委員 議会映像配信検討委員 農業委員

「きらめくまちの創造」に向けて

市議会議員になり2年が経過しました。1期4年の折り返し点となる今年度、担当する委員会の変更が行われました。私は総務常任委員、議会運営委員、議会だより編集委員、議会映像配信検討委員、農業委員と5委員会に所属し幅広く仕事をさせて頂く事となりました。

議員となったこの2年間で振り返ると、近年

の異常気象による浸水対策では、一部対策に取り掛かるなど、問題解決の糸口についてあります。少子化・社会保障対策など、未知の問題に遭遇し、三位一体の改革など、地方自らの新たな仕組み作りが求めています。

今後も問題の本質を見失わず解決に努力致します。

茅ヶ崎市広報紙 7月1日号から

自治基本条例とは？

自治基本条例は、分権型社会の実現に向けて、市民・議会・市長の役割と責務を明らかにし、自治体運営の基本原則を定めるものです。この条例は、他の条例、行政計画、施策などの基準となり、自治体の最高法規としての性格を持ち、一般的に「自治体の憲法」といわれています。

なぜ必要なの？

自治基本条例の必要性については、次の3点が挙げられます。

- 1 地方分権の進展により、自治体の権限が拡大され、自己決定・自己責任をキーワードに独自の政策を展開し、自治体運営を行うことが求められています。そのために、自立した自治体運営のためのルールをつくる必要があります。
- 2 これまで行政が主体となって行ってきた自治体運営の担い手が、市民参加や協働により多様化してきたため、それぞれの役割を明確にする必要があります。
- 3 個別の視点でつくられてきた既存の条例や計画などの体系を、地方分権の流れの中で、統一的に整理するための指針が必要になっています。

近年全国各地の自治体で自治基本条例制定の動きが広まっています。本市でも17年度から検討を始めることになりました。

自治基本条例について 検討を始めます

メンバーを募ります。メンバー、条例の策定、意形成を図ります。事項についてお聞きします。

対象	1 市民
定員	8 人
活動期間	8 月 間
会 議	申 請
申し込み	※
その他	※

一般質問から 全文は議事録を

仮称) 市民自治基本条例について

日本全国、そして近隣市でも、自治基本条例のたぐいが制定、もしくは準備中でありま
す。他の市町村が制定したからという横並び
意識で自治基本条例を制定するのだという
ことは断じてないと信じています。

明治以来、そして第二次世界大戦後の中央
集権的な行政制度を、国から地方でできるこ
とは地方へ分権化し、各々の市町村が全国一
律ではない特色ある形でまちづくりをして
いこうという流れがあります。市と市民が協
働でまちづくりを行なう自治体の憲法と言
われるのが自治基本条例です。自治基本条例
を制定することが目的化してはならないと
考えます。もし湘南市ができ、その中の茅ヶ
崎市地区であった場合と、現在のような独立
した茅ヶ崎市という場合では、行政規模も違
い、課題となることも異なるのですから、自
治基本条例の中身自体が違うのが当然だと
考えます。先行他市の状況は参考にはなりま
す。しかしながら、国家像という言葉があり
ますが、本市が目指すべき茅ヶ崎の姿、市像
が先に明確化されていて、その姿に近づく
こと、守るべきことが基本に流れていてこそ、
自治体の憲法と呼ぶにふさわしい市民自治
基本条例ではなかろうかと私は考えます。本
年4月には市民活動推進条例が制定されて
います。

～～～ 今、制定する理由 ～～～

問、なぜ今、本市が条例制定をしなければ
ならないのか？

市長 自治基本条例は、一般的に地方分権
の時代にあって、自己決定、自己責任の原則
に基づき、住民自治を確立するため策定する
自治体の最高規範であると言われていま
す。市民と行政とが協働してまちづくりを進め
るための基本的ルールを定め、それぞれが果
たすべき役割と責務を明確にすることによ
り、地方自治の本旨である住民自治、団体自
治の実現を目指すものです。平成12年の地
方分権一括法の施行以来5年が経過をし、ま
ちづくりにおける手続及び基準等に関する
条例、市民活動推進条例等、幾つかの独自条
例や計画を定めてきました。これらの条例等
を統括し、分権型に見直すための基準となる
条例が必要となっている。

問 条例制定が目的化していないか？

市長 この条例の策定は、市民の発意と行
動が理想である。広く市民の参加をいただき、
条例策定の必要性から検討いただく予定で
ある。条例を制定することが決して目的では
ないというふうに思っている。

～～～ 市民との合意形成 ～～～

他市の制定された自治基本条例において
も体系的で観念的で抽象的で、意味は理解で

きても、その条例をもととし、細分化、具体化された条例や政策が結果として市民生活にどのような影響を及ぼすかまでは想像、理解することは容易ではない。

網羅的で広く市民に対し権利や責務が伴う。しかし、他の条例の例では、理解不足、認知度が低いというデータもある。そういう状態での条例化には問題があると思う。

問 合意形成の目標値はないのか？

市長 民主主義の原則である過半数の賛成が必要と認識をしている。

問 合意形成の手段は？

市長 市民の皆様には逐次情報提供を行い、広く合意形成を図ってゆく予定である。市民との集会の場での説明、自治会、その他市民団体との意見交換、インターネットを利用した意見集約などを想定している。

問 少数意見、障害者などの意見は？

市長 しっかり配慮すべき大事なテーマである。意見を出しにくい人へは、アンケートなど各種の方法により反映されるよう考える。

～～～ 議会の合意形成 ～～～

今回本市が制定しようとする（仮称）市民自治基本条例に議会まで含むのか、含まないのかにより、条例制定に対する議会の関与の仕方に違いが出てくる。もしこの条例が議会を含まない準自治基本条例、行政基本条例的であれば、市民活動推進条例に近いものと想像します。もし議会を含めたものであれば、

当事者である議会を抜きにして条例制定の準備をするのには問題がある。

問 （仮称）市民自治基本条例の制定を提案した立場として、どのように議会と連携し、合意形成したいか、御意見を伺う。

市長 自治基本条例は、住民、議会、行政が適正な役割分担のもと、地域を運営していくための基本的ルールを定めるものであるが、条例に盛り込む事項は今後検討することになる。議会の規定の有無によらず、議会に対しても市民の皆様に対するのと同様に条例の策定の進捗状況については逐次情報提供を行い、御指摘をいただいた点について、十分検討させていただきたいというふうに考えている。

意見 （仮称）市民自治基本条例の中に議会のきちんと位置づけるべきと私は考える。理由は、行政と市民が、例えばパブリックコメントによって意見を吸い上げるということを経験すると、それはルールとしてきちんと確立できる。

議会と行政は、車の両輪の例がある。だが、議会が、同条例に書かれてないと、市民側からすると、協働の相手は行政側だけで、議会は見えてこない。議会というのはどこにあるのかわからない、忘れられた存在になりかねない。当然、書かれようと書かれまいが、議会は議会としての活動がある。だが、市民側から見ると、書かれていることが全てと解釈する。行政が関与すべき事で、取り上げられなかった事、書かれなかった事こそが条例上の問題となるのではなかろうか。

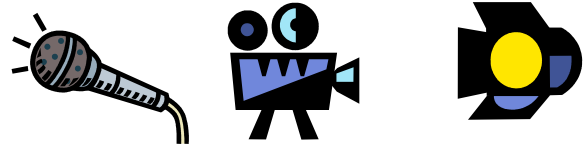
駅構内へ広報板の設置を

問 多くの市民へ市の情報を提供する好条件の場所の1つとして、駅構内への市広報板の設置を提案する。検討するつもりはないのか？

市長 広報板は、市内に224カ所に設置されている。駅構内については、現在、JR東日本株式会社と設置場所や大きさ等、設置に向けて協議を行っている。協議が整えば早急に設置をしたい。



ても、設備の不備あるいは職員の不手際が原因となって施設の利用が不能となり、損害を与えた場合は、損害賠償責任を免れない場合もあるものと思っている。設備、機器の品質管理については、定期的に保守点検を行い、不具合があれば修繕等を行い、いつでも御利用いただけるよう設備、機器等の維持管理に努めているが、損害賠償責任保険の加入などの対応も必要かと考えている。

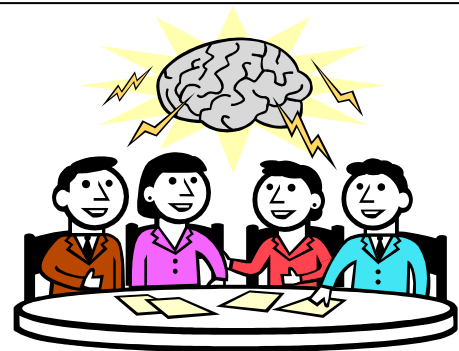


市民文化会館の設備

問 茅ヶ崎市民文化会館が建設され25年が経過している。

設備が故障した場合の補償について伺う。

市長 設備品質保証と故障時補償の範囲につきましては、一般的に日ごろから整備、点検していたとしても、故障などは突然起こる可能性がある。また、機器の操作中に故意の過失がなくても、停止や故障する場合もある。故障の原因が利用者の責めに帰さない場合には、茅ヶ崎市文化会館条例及び施行規則の規定により、使用料の全額を還付することができます。主要な設備、機器は点検、整備をしているが、それらの情報につきましては、求めがあれば利用者の方々に情報をお伝えしている。ただ、情報を伝えたといたしまし



考えて見る会

<テーマ： 男も女も地域参加>

前回、“男の地域参加”のテーマの続きです。井戸端会議に参加しませんか。何気ない言葉が貴重な意見となっています。

日時：9月9日（金） 7時より9時まで
場所：ハスキーズギャラリー
茅ヶ崎市新栄町1-1
ヤマジビル6階
茅ヶ崎駅北口徒歩1分
参加料：300円
申し込み：TEL 89-3807 FAX 89-3806
(51-4838)
メール：takaaki_kishi@hotmail.com